

2022. 3. 23

当協会における出勤者数削減の実施状況について

当協会では、政府・自治体からの要請を受け、出勤者数削減等のため、下記の取組みを行っていますのでお知らせいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

○現在、協会では出勤者数を減らし、在宅勤務を実施しております。

○人との接触低減の取組みとして、時差通勤を導入しております。

○出張は可能な限り自粛し、WEB会議にて実施しております。

○その他、業務上やむを得ない場合で出勤する場合においても、自席に拘らずソーシャルディスタンスを確保しての業務、マスクの着用、こまめな消毒・手洗い、事務所内のアルコール除菌を実施しております。

※在宅勤務等の取組みは、昨年緊急事態宣言時から実施しております。

<参考>

- ・大阪府域に緊急事態宣言が発出された期間（2021年4月25日～5月31日）の当協会の在宅勤務率 60%
- ・大阪府域に緊急事態宣言が延長された期間（2021年6月1日～6月20日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年6月21日更新）
- ・大阪府域にまん延防止等重点措置が発出された期間（2021年6月21日～7月11日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年7月12日更新）
- ・大阪府域にまん延防止等重点措置が延長された期間（2021年7月12日～7月31日）の当協会の在宅勤務率 50%（令和3年8月2日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言が発出された期間（2021年8月2日～8月19日）の当協会の在宅勤務率 53%（令和3年8月24日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言が延長された期間（2021年8月20日～9月12日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年9月13日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言が延長された期間（2021年9月13日～9月30日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年10月1日更新）

- ・大阪府域に緊急事態宣言解除後（2021年10月2日～10月24日）の当協会の在宅勤務率 40%（令和3年10月25日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言解除後（2021年10月25日～11月30日）の当協会の在宅勤務率 36%（令和3年12月1日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言解除後（2021年12月1日～12月31日）の当協会の在宅勤務率 33%（令和4年1月4日更新）
- ・大阪府域に緊急事態宣言解除後（2022年1月4日～1月26日）の当協会の在宅勤務率 29%（令和4年1月27日更新）
- ・大阪府域にまん延防止等重点措置が発出された期間（2022年1月27日～2月20日）の当協会の在宅勤務率 35%（令和4年2月21日更新）
- ・大阪府域にまん延防止等重点措置が延長された期間（2022年2月21日～3月6日）の当協会の在宅勤務率 37%（令和4年3月7日更新）
- ・大阪府域にまん延防止等重点措置が延長された期間（2022年3月7日～3月21日）の当協会の在宅勤務率 27%（令和4年3月23日更新）

以上